

糸島市

空き家出張相談

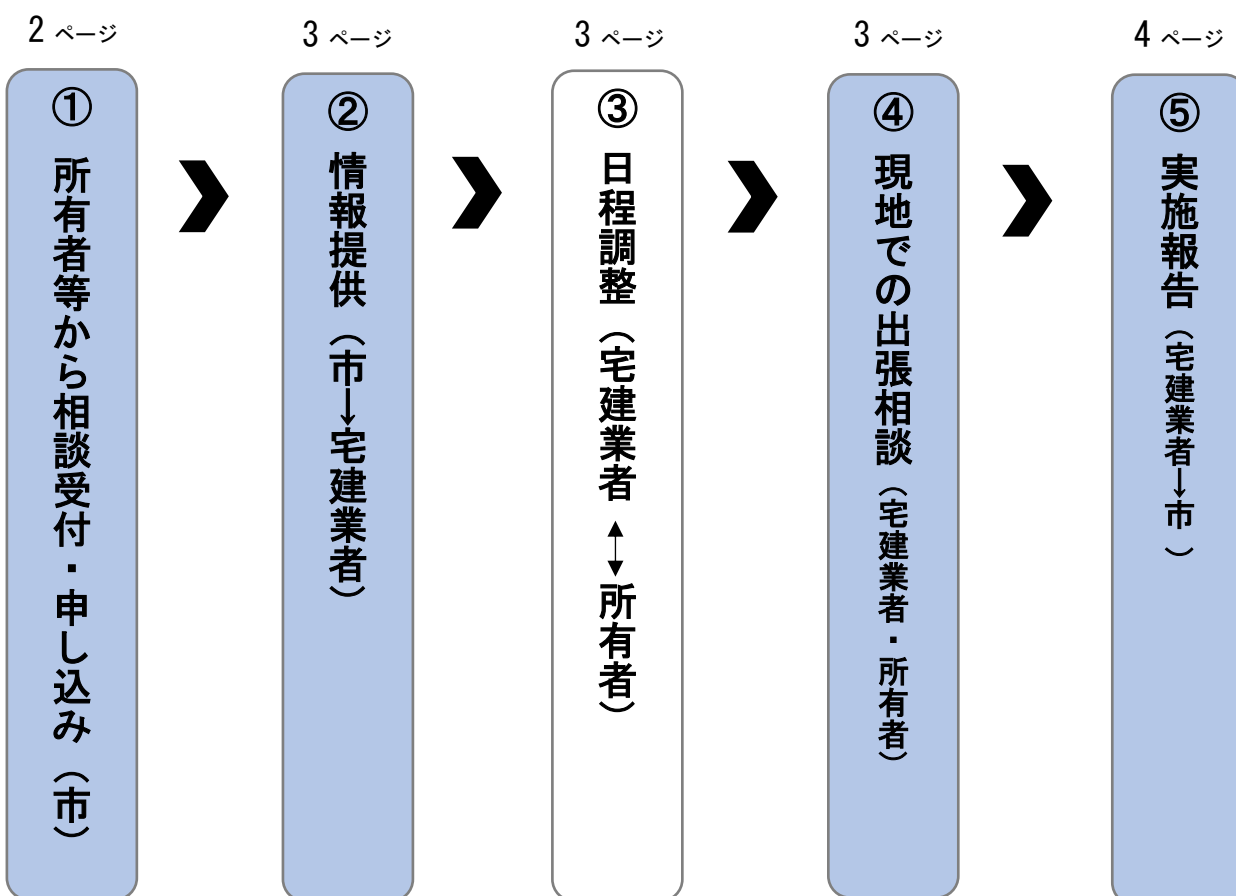
手続き案内

空き家の適正管理及び利活用を促進するために、
空き家の所有者等が抱える不安や疑問に対して、
宅建業者が現地を訪問、専門的な助言・情報提供を行います。

糸島市 コミュニティ推進課 人口減少地域対策係
住 所：〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号
電 話：092-332-2062（直通）
092-323-1111（代表）※開庁時間以外
F A X：092-323-2344
メール：community@city.itoshima.lg.jp



手 続 きの 流 れ







①所有者からの相談受付

市が空き家所有者等から出張相談申し込みを受け付けます。
申し込み対象、必要書類は以下のとおりです。

【相談対象の詳細】

1. 対象住宅 市内に所在する一戸建ての住宅（法人所有を除く）
ただし、次の空き家は除く。
 - ・未登記
 - ・都市計画法その他法令に違反している
2. 対象者 下記のいずれにも該当する者
 - ・空き家の所有者（相続により所有者となる者を含む）または、当該所有者の同意を得た親族等
 - ・将来的に売却または賃貸を検討している人

添付書類	取得先	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 申込書	コミュニティ推進課 市ホームページ からもダウンロードできます  市ホームページ	
(2) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し	(登記事項証明書) 福岡法務局 西新出張所  オンライン手続も可	
(3) 固定資産公課証明書の写し（※1） （または固定資産税納税通知書の写しでも可）	糸島市役所 1階総合案内	
(4) 地籍図謄写の写し	糸島市役所 1階総合案内	
(5) 申込者と登記名義人の関係がわかる戸籍謄本の写し ※相続登記が完了していない方のみ提出が必要です。 ※戸籍の交付申請に必要なものは申請する窓口のある市区町村にお問い合わせください。	全国の市区町村役場 (マイナンバーカードによるコンビニ交付や広域交付ができる場合があります)   コンビニ交付 広域交付	

(※1) の書類を取得する際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参ください。
代理で取得する場合は、「本人からの委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。

【申し込み方法】

窓口または郵送

※郵送の場合は、発送前に市へ「氏名・連絡先・発送日」をご連絡ください。



詳細はこちら

② 情報提供

【委託先】

公社) 福岡県宅地建物取引業協会

当該団体と平成 25 年 9 月 30 日に「定住促進に向けた協定」を締結しています。

※市が受付した相談者情報を上記団体に提供します。

③ 日程調整

上記団体に所属する宅建業者から申込者へ直接連絡があります。電話やメールにより相談実施日の日程調整を行います。

【出張相談日時】

平日・休日ともに午前 9 時から午後 5 時まで

1 回の相談時間は約 90 分が目安です。

④ 現地での出張相談

市から提供する相談物件の基本情報や都市計画情報などをもとに、宅建業者が所有者立ち合いのもとで現地調査・相談を実施します。

※空き家の鍵の開閉は申込者にてご対応をお願いします。

※宅建業者が駐車する場所の準備をお願いします。

【相談内容】

- ・売却等に向けた流れや手続きの説明
- ・売却時に想定される費用の確認
- ・現地の状況に応じた課題や留意点のアドバイス
- ・その他、空き家管理や利活用の可能性に関するアドバイス

※市や宅建業者が所有者（相続により所有者となる者を含む）の意に反して売却等を勧めることはありません。

⑤ 実施報告

相談終了後、宅建業者が実施結果（概要・所見）を市へ報告します。